

横浜合同法律事務所 9条の会ニュース

横浜市中区日本大通17番
JPR横浜日本大通ビル8階
横浜合同法律事務所
Tel045-651-2431 fax45-641-1916

2010.11.18 第9号

横浜合同法律事務所9条の会

第9回企画のご案内

今回の企画は、現在、急速に進められながら、その本質については、ほとんど報道さえされない問題について迫ってみたいと思います。すなわち、「公務の民营化」と「地域主権」の名の下に、実は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（ナショナル・ミニマム）が、侵害されようとしているという問題です。

民主党政権が誕生し、鳩山内閣から菅内閣に変わりましたが、自民政権以来、一貫して着実に進められてきたのが、この「公務の責任放棄」と「生存権保障の自治体への押し付け」を行い、国が、国民の生存権保障の負担から免れようとする試みでした。

国による生存権保障の放棄を許す社会（ナショナル・ミニマムの保障の投げ捨てを認め、一層の格差・貧困を深刻化させる社会）は、戦争を許す社会を準備するとの観点から、9条の会としても、重大な関心を持たざるを得ません。

「公務の民营化」と「地域主権」の名の下に、国民の生存権保障はどのようにされようとしているのかを知り、みんなで考えてみませんか。

記

日にち 12月14日（火曜日）

時間 18時30分～

講演 「国民の生存権保障はどうなってしまうか」（仮題）

唐鎌直義（元専修大学教授）

「もう、ここまで進んでいる—神奈川の実情」（仮題）

住谷和典（神奈川県国家公務員労働組合書記長）

場所 横浜情報文化センター大会議室
〒231-0021 横浜市中区日本大通11番地
TEL 045-664-3737

参加費 無料

【電車】

- ・みなとみらい線「日本大通り駅」
情文センター口 0分
- ・JR・横浜市営地下鉄「関内駅」 徒歩10分



お願い

横浜合同法律事務所9条の会では、入会申込みを随時受付しております。ご家族、ご友人でご賛同いただける方がおられましたら、ご紹介ください。

また、当会では、会の経費・維持費として、カンパのご協力をお願いしております。

ご協力いただける方は、郵便振替用紙を送付させていただきますので当会までご連絡をお願い致します。

公務の解体で国民の生活が危ない

今年の6月17日、自由法曹団神奈川支部等の主催で、「公務の解体で国民生活が危ない6.17集会」が行われました。集会では、神戸大学経済学部教授の二宮厚美先生の講演をお聞きし、公務の現場からの報告も受けました。

公務の解体は誰のためなのか、本当に公務を解体してよいのかということについて考えさせられる集会でしたのでご報告します。

国民のセーフティーネットをズタズタにして大丈夫なのか？

6.17集会を行った目的の一つは、公務の解体は何のためになされているかを知りたいということにありました。

私たち弁護士は、日頃から多くの労働者の方々に接していますが、今、多くの労働者が置かれた立場は、驚くほど不安定なものです。派遣社員や契約社員の方々は、会社の経営が少しでも「悪くなりそう」という理由で、簡単に「もう来なくてよい」と言われて雇い止めにされています。

それなのに、他方では、職業安定所や労働基準監督署、年金事務所、保健所、保育所、国立病院など、国民の最低限の生活を支える公務員の職務は「効率化」「小さな政府」などのスローガンの下、民営化されたり地方自治体に業務の移行をされたりしています。

不安定な雇用の下、追い詰められる国民が多い中、国によるセーフティーネットも外され、国民の生活は本当に大丈夫なのか！？というのが、私たちが疑問に思ったポイントでした。

公務の解体は誰のため？

二宮先生の話によると、公務の解体の背景には、多国籍化された企業がそれを必要としているということがあったとのことでした。日本の企業が従来のゼネコン中心型（公共工事をどんどん行い国内でお金を儲けようという型）から、多国籍企業中心型（他国の市場で他国との競争で勝ち抜くことを目的とする型）へと変化したことに、公務の解体の本当のポイントがあるということです。

現在の日本経済を牽引する自動車、電気製品等を製造する大型企業は、他の国の市場で勝ち残ることを目的としているのであって、日本国民が豊かとなって国内で多くの商品売ることは目指していない、むしろ、他国との競争に不利な条件、例えば会社による社会保険料負担、法人税の負担、年金などを負担も全てやめてしまいたい。公共事業については福祉、社会保障、教育と何であってもとにかく安上がりにすることが、結局は企業の負担を削減するということなのです。

国民の生活を守るためには公務の充実も大切

マスコミは、まるで今の国の財政悪化が、すべて公務員のせいであるかのように「事業仕分け」「無駄の排除」「天下り廃止」などのスローガンを毎日連呼し、公務員バッシングを続け、公務の縮小を叫んでいます。

しかし、もともと公務員が行っている公務というのは、憲法25条、26条等によって、国民の最低限の生活を保障するために、国が国民に対して保障すべきものとして制度化されてきたものです。例えば、生活保護制度、国立病院制度、国立大学制度、職業安定制度、年金制度などのように、利益を目的とするのではなく、国民の生活をよりよいものとするために設けられてきたのです。これらは、「安かろう悪かろう」ではいけない、充実したサービスとして国民に保障されなければなりません。

そして、充実したサービスのためには、継続的に業務を行い、十分な知識を有する公務員が必要なのではないでしょうか。毎年、毎年、これらの業務を担う業者が入れ替わり、「引き継ぎがない」「分からない」などと答えていたのでは、国民は充実したサービスも得られません。社会保障や、福祉、教育などを全て商品化することが、私たち国民の生活を良くするものなのか、これからもっと考えていかなければならないと思います。

田畑事件判決—米兵犯罪

1 田畑事件

2010年9月30日、東京高等裁判所で田畑事件の控訴審判決がありました。

横須賀の米兵犯罪では、2006年1月3日早朝に発止した山崎事件がよく知られていますが、田畑事件は、この山崎事件が発生した同じ年の2006年の9月5日早朝に発生した、タクシー運転手の田畑さんに対する強盗傷害事件です。

この事件は、山崎事件と同様、前日から夜通し早朝まで飲酒した米兵が起こしたもので、午前6時ころに、タクシー代を支払わずに降車して、運賃を請求した田畑さんに対し、米兵のひとりが3～4回投げ飛ばし、別の米兵が、田畑さんの顔面を、正面から殴って、田畑さんの義歯ブリッジを3つに砕いてしまう程の暴行を奮って負傷させたというものです。

2 驚くべき「規制」の実態

米軍は、飲酒が米兵犯罪の主要な原因になっているとして、山崎事件発生後、米兵犯罪を防止するために、米兵に対して、深夜の外出規制及び深夜の飲酒規制を実施しました。ところが、田畑事件は、この規制を完全に破って、深夜に外出した上、早朝まで飲酒した米兵によって、起こされたものでした。

しかも、これらの規制を破っていたのは、この米兵だけではありませんでした。ほとんどの米兵が、これらの規制を、頻繁に破っており、それなのに、米軍当局は、規制に違反した米兵を見ても、特に注意をしたりすることはなかったという信じがたい実態が、米兵の証言によって明らかになりました。

田畑事件は、このような米軍当局の取り締まりの実態の中で、起こるべくして起こったといつてよい事件でした。

3 横浜地裁判決

横浜地裁判決は、このような実態を受けて、「在日米海軍においてリバティーカードプログラム及び飲酒規制を徹底していた場合には、本件犯行を回避することができた可能性を否定できない」と指摘しました。

ところが、その上で、米兵にも最大限の人権を保障する必要があるとし、過度の規制をすることは出来ないから、取り締まりを徹底しなかったとしても、違法とはいえないと判示して国の責任を認めなかったため、田畑さんが東京高裁に控訴していたものでした。

4 東京高裁判決

9月30日に下された高裁判決は、横浜地裁と同様に、規制が徹底されていた場合には本件事件は発生しなかった可能性を否定できないとの判断をしたものの、そのような判断をすることと、在日米海軍がリバティーカードプログラム及び飲酒規制を徹底しなかったことが違法とであることとは、別個の問題であるとし、特別な理由も示すことなく、徹底しなかったことが、米軍上司の監督義務の違反にならないとした原判決に誤りはないとの判断を下しました。

しかしながら、これでは、結論を述べているだけのことで、米兵の違反行為に対する黙認が、米軍上司の監督義務違反にならないことの原因が全く不明と言わざるを得ません。

「後退はなかったものの、何の前進もなかった」というのが田畑事件の原告らの受け止めでした。

5 怒りの上告

米兵犯罪の予防のために必要であるとして、米軍自らが定めた規制について、規制違反を黙認し続けた結果、またもや米兵犯罪が繰り返されたというのに、それでも違法ではないというのであれば、一体、何のための規制なのかと考える方が常識的なのではないのでしょうか。

それとも、アメリカと米軍に対しては、常識は通用しなくてもよいのでしょうか。裁判所も含め、わが国が、このような姿勢を続けている限り、米兵犯罪はいつまでも当然のように、繰り返されてしまうのではないのでしょうか。

田畑さんは、10月14日、最高裁判所に対して、怒りの上告を行いました。 **弁護士 高橋 宏**

やっぱ九条 in ヨコスカ

10月9日、横須賀で、9条かながわの会の5周年企画として、「やっぱ九条 in ヨコスカ」が開かれました。わが事務所9条の会も当日に参加し、今回はそのレポートをお伝えします。

まず、朝11時から、横須賀芸術劇場の大ホールで、澤地久枝さん、アーサーピナードさんの2人の講演が行われました。会場は大盛況で、1階、2階とも満員でした。



澤地さんは、9条の会呼びかけ人の一人です。澤地さんは、「記録ミッドウエー海戦」等の著書の話も踏まえながら、戦争のむごさ、悲惨さを述べられました。また、沖縄の普天間問題、または尖閣諸島の問題にも触れ、「こんな時だからこそ憲法9条を守っていかなければならない」と訴えておられました。

アーサーさんは、アメリカ人の詩人の方です。ユーモアも踏まえつつ、アメリカ人から見て我が国の9条がとても素晴らしいものであること、そして9条はアメリカが本来理想としていた条文であること等を述べられておりました。

二人の講演の後、昼からは7つの会場に分かれて分科会がおこなわれました。

教育問題の会では、教科書問題について触れられ、また別の会では、東京新聞の半田滋さんをお招きし、自衛隊の海外派遣の実態等について議論がなされていました。また別の会では、横須賀の軍港めぐりや、山崎正則さんとともに被害現場の現地調査なども行われていました。

そして、わが事務所9条の会からも、阪田弁護士が自衛隊の裁判の分科会に参加し、自衛隊たちかぜのいじめ裁判について講演をいたしました。

長時間にわたる会でしたが、9条、そして9条にまつわる様々な問題についての関心を深める、非常に有意義な企画だったと思います。特に分科会の中で、多くの方が積極的に議論に参加されている姿が印象的でした。また、会場の横須賀芸術劇場は、米軍横須賀基地のすぐ近くにあり、多くの米兵被害事件現場が、会場の近くでした。

基地を前にして、参加者は9条の大切さを再認識できたのではないかと思います。

弁護士 田井 勝



外部団体.....企画紹介

横浜でこれから行われる企画をご紹介します。紙面の都合上、詳細は割愛させていただいております。連絡先を記載しておりますので詳細や参加方法はそちらにお問い合わせ下さい。



「第3回 かながわ年金学校」

11月23日(火・祝) 建設プラザ

13:00~17:00 500円

主催 「かながわ年金学校」実行委員会

tel 045-212-5855



ドキュメンタリー映画 「弁護士 布施辰治」

11月27日(土) 横浜情報文化センター 大ホール

18:00~ 500円

主催 自由法曹団神奈川支部、在日コリアン弁護士協会

tel 044-431-3541 (武蔵小杉合同法律事務所)